

年金生活者支援
給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。

案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対▼老齢基礎年金を受給している人の要件をすべて満たしている必要があります。

○65歳以上

○世帯員全員の市民税が非課税

○年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります。

○前年の所得額が約462万円以下

請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している人

対象者には9月上旬から順次、日本年金機構から請求手続きの案内が送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、提出してください。

母子健康手帳交付

保健師や助産師、保育士などの専門職が面談を行います。出産に向けて、体調面や経済面、育児のことなど、心配に思われていることについて相談できます。また、産後の赤ちゃん訪問や産後ケアシステムなど、育児をサポートするさまざまなサービスについても説明します。

場 市役所3階あえる

持 マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類

備 妊婦健康診査受診券の交付、保健指導も実施

注 本人確認書類とは官公署が発行した写真付きのもの（運転免許証など）なら1点、官公署が発行した写真のないもの（各種保険証・年金手帳など）なら2点。

問 あえる
TEL 06・6995・7833

すこやか5歳児事業
実施のお知らせ

すこやか5歳児事業は、お子さんの健やかな成長発達を促すとともに、小学校入学まで、お子さんが楽しく充実した生活が送れるよう、保護者の皆さんや在籍先の園の先生と保健師・臨床心理士などのある専門スタッフが協力し、お子さんをサポートする健診で

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で給付金の請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

年金生活者支援給付金の請求で困ったときは「給付金専用ダイヤル」に電話してください。

TEL 給付金専用ダイヤル 0570・05・4092（ナビダイヤル）

問 総合窓口課 国民年金担当
TEL 06・6992・1524

守口市門真市消防組合議会
臨時会の会議結果について

7月4日に守口市門真市消防組合議会臨時会が開催され、議会議程が決定されました。

また、監査委員の選任、令和元年度補正予算および条例がそれぞれ可決されました。

議事録は同ホームページをご覧ください。

問 守口市門真市消防組合消防本部総務課総務係

TEL 06・6906・1123
HP <http://www.mkfd119.jp/>

消防協力者表彰

平成31年4月16日午後5時ごろに守口市内で発生した建物火災において、いち早く異変に気付いた近隣住人3人が、的確な通報を行うとともに、守口市が設置している簡易消火栓により迅速な消火活動を実施したことにより、被害を最小限にとどめた功績に対して、守口消防署長より感謝状を贈呈しました。

問 守口消防署

TEL 06・6993・0119



愛の献血

- 場** 大日駅前ロータリー入口付近
- 時** 10月14日（月・祝）10:00～12:00、13:00～16:00
- 場** 市水道局 **時** 10月16日（水）14:00～16:30
- ▽守口ライオンズクラブ主催、骨髄バンクドナー登録あり。
- 場** カナディアンスクウェア
- 時** 10月20日（日）10:00～16:00
- 場** 大枝公園西側 **時** 11月3日（日・祝）10:00～16:00
- 問** 守口市献血推進協議会事務局（地域福祉課内）
- TEL** 06-6992-1570

放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【8月撤去分】

保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 10月26日（土）

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時

持 住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料（自転車2500円、原

動機付自転車4千円）

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 道路課
TEL 06・6992・1693



また、市ホームページにも都市計画案を掲載します。

内 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更

時 10月21日（月）～11月3日（日・祝）

場 都市計画課

提 意見書は11月3日（日・祝）（必着）までに都市計画課へ持参または郵送（〒570-8666 守口市京阪本通2-15-5）

問 都市計画課

TEL 06・6992・1679

講座・講習

救命講習

普通救命講習Ⅰ

内 AEDの取り扱いおよび成人へのAEDを用いた心肺蘇生法など

講習時間 3時間

普通救命講習Ⅱ

内 普通救命講習Ⅰの内容に加え、実技・筆記試験を実施

講習時間 4時間

普通救命講習Ⅲ

内 新生児、乳児、小児を対象とした心肺蘇生法など

講習時間 3時間

救急インストラクター再講習

内 救命に必要な応急手当の指導要領
対 救急インストラクター資格認定日ま

たは、再講習最終受講日から3年内の人（有効期限内に注意）

講習時間 3時間

上級救命講習

内 普通救命講習Ⅱに加え、小児・乳児への心肺蘇生法や傷病者管理法、熱傷の手当など

講習時間 8時間

時 11月10日（日）午前9時30分

場 消防本部門真市殿島町7-1、東部出張所（守口市金田町1-37-19）、南部出張所（門真市千石西町10-16）

¥ 200円、上級救命講習は300円（テキスト代など）

注 各講習によって開催場所や定員、時間が異なりますので、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

電話での受付は行っていません。駐車場はありません。

申 10月7日（月）～11月1日（金）午前9時～午後9時に守口消防署または守口市門真市消防組合消防本部へ直接申し込みください。

問 守口消防署

TEL 06・6993・0119

問 守口市門真市消防組合消防本部警備課

TEL 06・6906・1305

HP <http://www.mkfd119.jp/>